

# 区政会館 だより

No.417  
令和6年12月



シャネット・サディク=カーン氏意見交換



宮益坂仮設歩行空間

人が集い  
やすらぐための  
「場所」へ

大山街道 (宮益坂・道玄坂) 整備 プロモーションビデオ

巻頭特集

未来への取り組み  
~23区の未来図~

第7回 渋谷区

大山街道整備事業  
(大山街道の街並みづくり)



23 TOKYO

特別区長会事務局  
特別区議会議長会事務局  
特別区人事・厚生事務組合  
公益財団法人特別区協議会  
東京二十三区清掃一部事務組合  
特別区競馬組合

未来への取り組み  
~23区の未来図~

第7回 渋谷区

# 大山街道整備事業（大山街道の街並みづくり）

渋谷駅周辺を中心に、100年に一度といわれる再開発が進む渋谷区では、平成28年度より大山街道整備事業をスタートしました。この事業は区のメインストリートである宮益坂と道玄坂の歩道を広くし、歩行者中心の道路空間の実現をめざすもので、公共空間先進事例の欧州視察、路上駐車削減に向けた社会実験など、さまざまな取り組みを行っています。

## 宮益坂・道玄坂における歩行者中心の道路空間の実現に向けた取り組み

### 渋谷区の20年後を見据えて スタートした道路整備事業

渋谷区は平成28（2016）年10月、20年後を見据えて「渋谷区基本構想」を改定しました。この基本構想に掲げる7つの分野の1つが「空間とコミュニティのデザイン」で、空間の創出によるコミュニティの多様化と成長をめざすものです。また、多くの再開発が同時進行している渋谷駅周辺では、「渋谷駅中心地区まちづくり指針2010」（平成23（2011）年3月）において、「めぐり歩いて楽しい回遊空間」の創出をめざしており、歩行空間の確保と道路空間の充実が求められています。このような中、メインストリートで

ある宮益坂と道玄坂を歩行者中心の道路として再整備するために、平成28年度に地域、関係事業者、行政、学識経験者等による「宮益坂・道玄坂道路環境整備検討会」を設置し、大山街道整備事業が動き出しました。

### 整備事業の知見を得るため 欧州都市の先進事例を視察

海外では多くの国で道路の歩行者空間化や道路空間の活用が進み、自動車の急速な増加によって失われた道路空間を活動や暮らしの空間として取り戻すことに成功しています。これらの先進事例は、歩行者中心のみちづくりを進める渋谷区にとって、大変参考になるものです。

区では大山街道整備事業に活かすため、平成29（2017）年6月24日から7月2日の9日間、「公共空間先進事例欧州視察」を実施しました。視察

には道路管理者の立場として渋谷区土木部道路課の職員2名、地域や事業関係者等が参加。「歩行者空間の確保」「道路空間の活用」という視点でスコットランドのグラスゴー、イギリスのロンドン、フランスのパリの先進的取り組みを視察し、報告書にまとめました。この内容をもとに「歩行者中心で利用者目線の道路デザイン」「豊かな暮らしを支える空間の提供」「丁寧なプロセスと明確な表現」を渋谷のみちづくりの重要なテーマと位置づけ、整備事業をさらに推進していきます。

ブキャナンストリートの  
昼時の賑わい



キングクロス駅周辺のカナルサイド・  
グリーン・ステップス  
運河沿いの空間



段差のないエキシビジョン  
ロード全景



段差のないエキシビジョン  
ロードの横断歩道部

## 宮益坂で「路上駐車削減に向けた社会実験」を実施

宮益坂の車道は片側2車線あります。が、実際には1車線に荷さばき車両（沿道の店舗などに荷物を運ぶ車）などが停められている状況でした。渋谷区では、宮益坂の快適な歩行環境づくりをめざした取り組みとして、平成29（2017）年11月21日から27日にかけて、宮益坂で「路上駐車削減に向けた社会実験」を実施しました。実験では、宮益坂に荷さばきの車が集中しないよう共同荷受施設を臨時に設置。さらに荷物に制限を設け、配送を他者に委託可能な荷さばき車両は共同荷受施設に（図中①）、それ以外の荷さばき車両は宮益坂のパーキング・チケットエリアに（図中②）、その他一般車両は周辺の駐車場に（図中③）駐車していただくこととし、ドライバーへの声かけなどを実施しました（図2参照）。

## 「歩行者中心の道路空間の実現に向けた社会実験」

宮益坂では「路上駐車削減に向けた社会実験」に続き、平成30年度（平成30（2018）年10月1日～26日）と

平成31年度（令和元（2019）年11月25日～12月6日）に「歩行者中心の道路空間の実現に向けた社会実験」を実施しました。短時間荷さばき駐車への対応に加え、さらなるステップアップとして仮設歩行空間を設置。歩行空間は宮益坂中央部の横断歩道付近の第一車線に設置し、歩行者のための休憩及びたまりスペースとして活用することとしました。2年間の実験を行った結果、歩行空間の本整備が決まり、現在工事が進行中です。

道玄坂でも令和5年度（令和6年2月5日～3月1日）に、「歩行者中心の道路空間の実現に向けた社会実験」を実施しました。実験では、将来の路上における貨物の積卸しや停車のあり方の検証を目的として、道玄坂の暫定的な片側1車線化、貨物車のための積卸しスペースの設置、乗用車やタクシーのための停車スペースの設置を行いました。

2019年3月 渋谷区土木部道路課

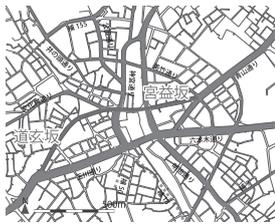


図1 大山街道立地状況



図4 宮益坂の歩行環境改善イメージ（例）



図6 宮益坂仮設歩行空間



図2 宮益坂の荷さばき・駐車スペース



図3 宮益坂パーキング・チケットの位置



図5 宮益坂社会実験実施場所



図7 道玄坂社会実験実施場所

※後半の期間は停車スペースを利用できません。人の乗降には貨物積卸しスペースをご利用ください。

# 大山街道整備事業に関する情報を渋谷区内外に広く発信

## 大山街道周辺情報を伝える オオヤマカイドーニュース

オオヤマカイドーニュースは大山街道（宮益坂・道玄坂）を軸とした整備計画や沿道のまちなみづくりのほか、歴史やイベントなど多岐に渡って情報を発信している情報紙です。情報公開は区の公式ウェブサイトで随時行っていますが、区内外のより多くの方々に広く発信するため、令和5（2023）年9月より不定期に発行しています。区内で配布しているほか、今後は宮益坂と道玄坂に設置した区の掲示板にも掲示する予定です。



オオヤマカイドーニュース vol.1



オオヤマカイドーニュース vol.2

オオヤマカイドーニュースは渋谷区の公式ウェブサイトからも見ることができます。  
[https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyoku/shuhen-machizukuri/oyamakaido/oyamakaido\\_news.html](https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyoku/shuhen-machizukuri/oyamakaido/oyamakaido_news.html)



現在第4号まで発行しており、第1号では宮益坂の仮設歩道についてインタビュー形式で紹介。歩行者中心の道路空間の実現をめざす一歩である歩行

空間拡張に向けた社会実験について説明しています。第2号では大山街道の歴史をテーマに、江戸時代には「信仰のみち」「産物輸送のみち」であり、明治時代には「軍用のみち」であったことなど、道路としての役割を紹介。第3号では道玄坂で実施した「歩行者中心の道路空間の実現に向けた社会実験」について、第4号では大山街道整備の将来像を表したプロモーションビデオを紹介しています。

## 大山街道の将来像を表した プロモーションビデオ

渋谷区では、歩行者中心の道路空間の実現をめざしている大山街道整備事業について国内外に広く周知するため、今年5月から「大山街道（宮益坂・道玄坂）整備プロモーションビデオ」を公開しています。プロモーションビデオは、「渋谷の道が変わります」のナレーションから始まり、渋谷区長の案内で大山街道の歴史、現状の説明がなされ、整備後の大山街道のイメージ動画が流れます。宮益坂から道玄坂へと続く歩道が広くなり、一部が広場になっていたり、ライブ会場やカフェになっていたり。街道として発展していく様子が紹介されます。

このプロモーションビデオは区の公式YouTubeから閲覧できるほか、渋谷区役所内の1階総合受付やエレベーター前、渋谷スクランブルスクエアなど大型商業施設のデジタルサイネージでも見ることができます。イン

バウンドで渋谷を訪れる観光客の方々にも理解を深めていただきたいと思います。



大山街道（宮益坂・道玄坂）整備 プロモーションビデオ



区公式ウェブサイトから動画をご覧いただけます。

## 元ニューヨーク市交通局長と整備事業について意見交換

渋谷区は、5年前と今年の2回、元ニューヨーク市交通局長ジャネット・サディク＝カーン氏と大山街道整備事業に関する意見交換を行っています。第1回は令和元（2019）年5月23日、シンポジウムの登壇で来日したカーン氏と宮益坂と道玄坂を実際に歩きながら、意見交換を行いました。カーン氏は宮益坂では歩行者中心の道路空間の実現のために実施している社会実験を見て、路面への塗装や暫定的なストリートファニチャーの設置などを通じて道路整備につなげた、ニューヨーク市の取り組みとの類似点を指摘。道玄坂では歩道が混雑している様

### ジャネット・サディク＝カーン氏

2007年から2013年までニューヨーク市交通局長として、タイムズスクエアの歩行者空間化や400マイルに及ぶ自転車レーン敷設などの公共空間再編を手がけた、交通と都市の変革に関する世界的権威。2024年現在、ブルームパーク・アソシエイツ創立代表、グローバル・デザイン・シティ・イニシアチブ議長を務め、世界中の都市で人間に焦点を当てた新しい道路デザイン基準を導入している。



ジャネット・サディク＝カーン氏意見交換

子を見て、道路空間は自動車のためだけに機能するのではなく、歩行者、自転車、自動車の利用実態に合わせた空間配分をすべきとの意見をくださいました。第2回は今年5月13日に区役所本庁舎15階スペース428にて、大山街道整備計画のプレゼンの後、現地を歩きながら意見交換を行いました。現地視察では、御嶽神社などに残る大山街道の歴史のほか、沿道の再開発と一体的に進めようとする道路整備計画に強い関心を持たれていました。最後にカーン氏からは「5年前に『よりスピード感を持って取り組みよう！』と話したときから、道路整備が大きく進んでいることがわかってうれしい」とのお言葉をいただきました。

## 誰もがめぐり歩いて楽しいウォーカーブルなまちに！

100年に一度とも言われる大規模再開発が進んでいる渋谷区において、同時に進行している大山街道整備事業。宮益坂上交差点から道玄坂上交差点までの約1・2キロの街道を、歩行者にとって快適で回遊性を高める空間とすることを目標としています。広い歩道は歩きやすく、休憩できるベンチがあり、オープンテラスで楽しめるカフェがあり、広場ではライブなどのイベントも開かれます。広い歩道が人と人が集う場所にもなるのです。

大山街道整備の完了は、2030年代をめざしています。今から約10年後、渋谷の賑わいの中心である宮益坂と道玄坂が誰にとっても居心地が良く歩きたくなる「ウォーカーブル」な空間となることにより、渋谷のまち全体が「誰もがめぐり歩いて楽しい、ウォーカーブルなまち」になっていくのではないのでしょうか。

宮益坂中央部の歩行空間拡張工事は来年度竣工の予定で、歩道が1・5倍になります。一部区間だけですが変化を感じていただけたと思いますので、

ぜひ歩きに来てください。そして、生まれ変わっていく未来の渋谷を楽しみにしていきましょう。



SHIBUYA SCRAMBLE WALK



渋谷の道が変わります

# 令和7年度都区財政調整 区側提案事項について

令和7年度都区財政調整に関する区側提案事項が、11月15日（金）の特別区長会総会で決定されました。この提案事項は、都側から出された提案事項とともに、12月2日（月）に開催された都区財政調整協議会に示され、同協議会幹事会に具体的検討を行うよう下命されました。

## 一 検討の経過

特別区長会は、本年6月に来年度の都区財政調整に向けた基本方針を示しました。

内容は、特別区における児童相談所の設置に伴う配分割合の見直しについては、区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえたうえで、その関連経費の影響額について、財調の配分割合を変更していくことを求めていくこと、自主・自律的な区間調整の一環として現行算定の妥当性を検証し、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とするものです。

提案は、この基本方針に従い、各区の決算実績と算定額の比較分析を踏まえ、各ブロック及び決算分析ワーキンググループから出された経費算定の充実、算定方法の改善等の案を基に財政課長会で調整し、企画・財政担当部長会、副区長会を経て、特別区長会で了承

されたものです。

今回の取りまとめでは、都区間の財源配分見直しとして、児童相談所関連経費、標準区経費の見直しとして、73項目、個別検討項目への対応として、2項目を提案することとしています。

## 二 区側提案事項の内容

今回の提案では、①特別区における児童相談所の設置は、都と特別区の役割分担の大幅な変更に対応することから、その関連経費の影響額について、必要な財源が担保されるよう配分割合を変更すること、また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて順次配分割合を変更すること、②都区間の財源配分の課題と特別区相互間の

課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう協議を進めること、③投資的経費の見直しなど特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること、④特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めることを求めています。

区側が具体的に算定内容の改善等を求めた主なものは、次のとおりです。

・特別区の実態を踏まえた、標準区経費の見直し  
 ・新規提案40項目（小・中学校費）  
 ・学校給食費保護者負担軽減事業費など  
 ・充実提案19項目（子ども医療費助成事業費など）  
 ・改善提案14項目（投資的経費の見直しなど）  
 ・算定の包括化1項目（再掲）（都区連携経費）

◎個別検討項目への対応  
 ・特別交付金  
 ・都市計画交付金  
 なお、都側からは、算定内容の廃止・縮減を中心に8項目の提案がありました。

現在、都区財政調整協議会への報告に向け、同幹事会での検討が行われています。

（特別区長会事務局）

**令和7年度都区財政調整区側提案取りまとめの概要**

特別区長会方針（令和6年6月特別区長会総会決定）

令和7年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性（基本的な考え方）

- 区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえたうえで配分割合を変更
- 自主・自律的な区間調整の反映

具体的な取組

- ◎標準区経費の見直し
- ◎算定の簡素化・包括化

**区側提案事項**

- 児童相談所の設置に伴う影響を配分割合に反映すること
- 現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないこと
- 区側の主体的調整を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある需要を含め、あるべき需要を整理すること
- 都区財政調整協議上の諸課題について見直しを行うこと

**算定内容改善等の提案**

標準区経費の見直し:73項目

- ◆単価・数量等の見直し:73項目
  - ・【新規】【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費など
  - ・【充実】子ども医療費助成事業費など
  - ・【改善】投資的経費の見直しなど
- ◆算定の包括化:1項目（再掲）
  - ・【新規】都区連携経費

社会経済状況に応じた対応

既算定経費の一般的な見直しなど

個別検討項目への対応

- ◆特別交付金
- ◆都市計画交付金

# 東京都区市町村友好代表団が 北京市を訪問しました

北京市区と特別区長会・東京都市長会・東京都町村会の三団体は、昭和56年から交互に訪問を重ねて友好交流を深めてきました。近年、日中双方の訪問はコロナ禍の影響により中止となっておりましたが、昨年は、4年ぶりに北京市区友好代表団を日本にお迎えしました。今年も、北京市からの招聘を受け、6年ぶりの訪中が実現しました。

令和6年11月3日(日)から7日(木)までの5日間、団長の渡部東村山市長、副団長の吉住新宿区長のほか、阿部多摩市長、佐々木青ヶ島村長、青山中野区副区長が、東京都区市町村友好代表団として訪中し、北京市及び地方(雄安新区)における行政施設の視察等を行いました。

## ■北京市内視察

北京市街地の都市開発とあわせ歴史文化保護や活用について学んだうえで、麗沢金融商务区や北京市「両区」展示ホールをはじめとする、北京市が経済発展等に力を入れているエリア(特区)を中心に視察を行いました。

視察先の1つである北京市ハイレベル自動運転モデル区では、自動運転の概要説明を受けたのち、公道上を走行する完全自動運転の小型バスにも試乗し、技術革新とその活用について見識を深めました。

## ■地方視察(雄安新区)

中国の国家プロジェクトの1つとして、北京市の南西約100kmの位置に建設中の雄安新区を視察し、先端デジタル技術を駆使した、利便性の高いスマートシティの計画や建設状況について説明を受けました。

また、本計画の開発区域の70%は、新時代の都市景観に求められる「優美で自然な生態環境の創造」に向け、公園として保全することとなっていることから、その区域を構成する雄安新区の代表的な湖である白洋淀燕南堤を含めた公園等に関する視察も行いました。

## ■北京市との友好親善

今回の訪中は、5日間という短い滞在でしたが、発展する北京市及び雄安新区の実情の視察や、現地関係者との交流を通じて、友好親善を深めることができました。  
(特別区長会事務局)



北京市ハイレベル自動運転モデル区



麗沢金融商务区(ビジネスエリア)



東西軸線調度指揮センター屋上から見た雄安新区の建設現場



雄安印象展覧館(雄安新区の都市計画・文化交流等の紹介施設)

# 北京市区人民代表大会友好 代表団が来日



三議長会合同主催の歓迎会

特別区議会議長会は、東京都議会議長会及び東京都町村議会議長会とともに三議長会共同事業として、北京市区人民代表大会との間で、相互に友好代表団を招待する交流事業を実施しています。

本年度は、北京市から友好代表団を受け入れる年に当たり、10月21日から25日までの5日間、付兆庚団長（北京市人民代表大会常務委員会農村弁公室主任）をはじめとする北京市区人民代表大会友好代表団一行10名を日本に招きました。友好代表団の来日は、今回で17回目となります。

## ■各議長会との親善交流・視察

友好代表団一行は羽田空港に着後、三議長会合同主催による歓迎式に臨み、おのせ康裕特別区議会議長会会長（目黒区議会議長）をはじめ、三議長会正副会長らと

会談しました。

おのせ会長からは、「東京都特別区・市・町村議会議長会と北京市区人民代表大会との友好交流事業は、1983年に初めて私ども三議長会の友好代表団が北京市を訪問して以来、今年で41年目を迎えました。私どもの訪中と、今回の先生方の訪日により、日中両国及び東京と北京の友好親善の絆が、より強固なものになると確信しております。」との歓迎の挨拶がありました。



付団長(左)に記念品を手渡すおのせ会長(右)



目黒区議会を表敬訪問し、挨拶する付団長(中央)

代表大会友好代表団は、東京都特別区市町村議会議長会からのお招きに与りまして、このたび日本に参ることができました。大変喜ばしく感じております。本日から始まる数日間におきましては、互いに関心を持つ共通の課題などについて、会長様や皆さまと忌憚のない意見交換をさせていただく所存です。ご在席の方々からお力添えを頂戴できるならば、我々の目指すところは必ずや達することができ、成功裏に日程を終えられるのではないかと考えております。」との答礼の挨拶がありました。

次いで、三議長会合同主催による歓迎夕食会が、各区・市・町村議会議長をはじめ、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会の正副会長等、多くの出席者のもと開催されました。会場は終始なごやかな雰囲気包まれ、参会者の交流が深められていきました。

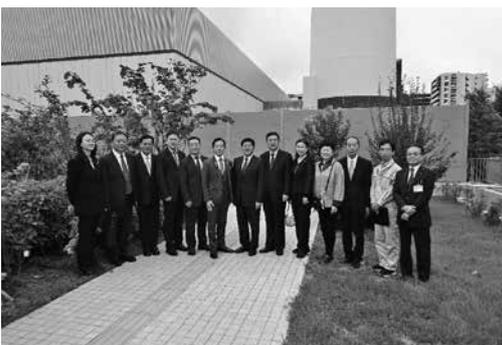
## 《10月22日》

東京都議会議長会会長市である国立市議会を訪問し、高柳貴美代会長（国立市議会議長）、永見理夫市長らと会談しました。その後、国立市内にある一橋大学及び旧国立駅舎を視察しました。

午後は東京都町村議会議長会会長町である日の出町議会を訪問し、東亨会長（日の出町議会議長）や田村みさ子町長らと会談しました。

## 《10月23日》

特別区議会議長会会長区である目黒区議会を訪問し、おのせ康裕会長、青木英二区長らと会談しました。その後、昨年3月にしゅん工した目黒清掃工場を視察しました。



目黒清掃工場を視察する代表団

夜には前年度訪中団員との交流夕食会が開催されました。

## ■地方視察

### 《10月24日～10月25日》

最後の2日間は、京都を訪れ、嵐山にある故周恩来首相の記念詩碑などを視察しました。

北京市区人民代表大会友好代表団は、限られた滞在期間の中で、精力的に視察を行い、日本に対する理解と友好親善の絆を深め、関西国際空港から帰国の途に就きました。

（特別区議会議長会事務局）

## 令和6年度公益財団法人特別区協議会 第3回理事会の結果

11月15日（金）に第3回理事会が開かれました。審議結果は次のとおりです。

- 1 公益財団法人特別区協議会役員等の職務権限に関する規程の一部を改正する規程  
（決定）
- 2 「大森彌記念文庫」の創設について（決定）  
令和6年度上半期事業報告  
（了承）
- 3 東京都政会館2階商業区画のテナント選定状況について  
（了承）
- 4 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の定期報告（令和6年5月～令和6年10月）について  
（了承）
- 5 （公益財団法人特別区協議会総務部）

## 特別区自治情報・交流センター 休館のお知らせ

左記の期間は休館とさせていただきます。休館中は資料の貸出・予約・返却を中止いたします。ご不便をおかけしますが、利用者の皆さまには、ご理解のほどお願い申し上げます。

▼蔵書点検に伴う休館  
令和6年12月16日（月）～21日（土）

▼年末年始休館  
令和6年12月28日（土）  
～令和7年1月5日（日）

※12月27日（金）は17時閉館

▼全館停電に伴う休館  
令和7年1月25日（土）

※1月24日（金）は17時閉館

### 【問合せ先】

（公財）特別区協議会 事業部調査研究課  
特別区自治情報・交流センター

電話 03（5210）9051



特別区自治情報・  
交流センター  
ホームページ



公式X（旧ツイッター）

（公益財団法人特別区協議会事業部）

## 令和6年11月区長会・議長会の主な案件等

### 区長会

11.15

- 東日本大震災被災市町村への職員派遣の御礼とお願いについて
- 東京都カスターマー・ハラスメント防止条例及び区市町村におけるアンケート調査結果について
- 区長会検討下命事項（清掃事業の課題）への対応等について
- 令和7年度都区財政調整区側提案事項について
- 税財政部会の概要について
- 令和8年度国・東京都の施策及び予算に関する要望について
- 後期高齢者医療広域連合協議会（10月30日開催）報告について
- 都区のあり方検討について
- 特別区長会調査研究機構理事会の概要について
- 公益財団法人特別区協議会理事会開催結果報告について
- 高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」の報告について
- 都知事と特別区長会との意見交換の実施について
- 特別区全国連携プロジェクトについて
- 令和6年度北京市区との友好交流事業について
- 区長会専門部会等の構成について
- 各種審議会委員等の推薦について
- 東京都市区長会役員候補者の推薦について
- 特別区長会及び特別区副区長会におけるペーパーレス会議の導入について

（特別区長会事務局）

### 議長会

11.18

- 令和6年度第3回公益財団法人特別区協議会理事会議決結果について
- 中間監査の実施結果について
- 関東市議会議長会第1回理事会の概要について
- 全国市議会議長会第118回評議員会の概要について
- 市議会議員共済会令和6年度第2回理事会の概要について
- 第19回全国市議会議長会研究フォーラムの概要について
- 議長会等会議日程表（令和7年度）（案）について
- 令和7年度議長会関係役職等の選任の考え方（案）について

（特別区議会議長会事務局）

## 令和6年度特別区全国連携プロジェクト 魅力発信イベントを開催しました

令和6年10月30日（水）・31日

（木）に、東京23区・特別区長会は特別区全国連携プロジェクトの一環として、各地域の自治体の魅力や特色を広く発信する場として魅力発信イベントを開催しました。

今年度は、広域連携協定締結先13地域372自治体の写真を使用したパネル展示や、全国の賛同自治体を含めたパンフレットの配布や物産展、自治体PRステージなどを行い、2日間でのべ1626名の方にご来場いただきました。

### ◆各事業の問い合わせ先

（公財）特別区協議会事業部  
事業推進課  
03（5210）9067

詳しくは、「特別区全国連携プロジェクト」ホームページをご覧ください。  
<https://collabo.tkyo-23city.or.jp/>

（特別区長会・公益財団法人特別区協議会事業部）



イベントの様子



物産展



自治体PRステージ



パネル展示



オープニングセレモニー（フォトセッション）



オープニングセレモニー（会長挨拶）

## 特別区長会調査研究機構からの 推薦図書のご紹介

特別区長会調査研究機構では、特別区や地方行政に関わる課題を研究機関や地方自治体と連携して調査研究を行っています。

当機構顧問である宮本みち子先生（放送大学／千葉大学名誉教授）と大江守之先生（慶應義塾大学名誉教授）が刊行された書籍『東京ミドル期シングルの衝撃』と『社会のゆくえ』（令和6年4月発行）についてご紹介します。



この書籍は、宮本先生と大江先生のお二人をリーダーに、令和元・2年度の2か年にわたる当機構研究プロジェクトでの成果が基本となっており、他の研究プロジェクトメンバー3名とともに解析を続け、執筆されたものです。

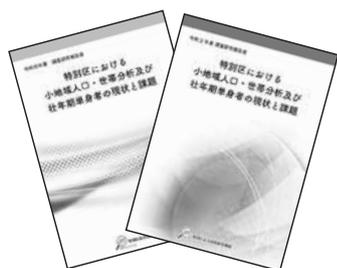
本書では、東京23区における35歳～64歳のミドル期シングルの増加とその社会的影響に焦点を当て、親密圏、地域コミュニティ、人間関係にフォーカスしてミドル期シングルが直面する問題を明らかにし、今後取り組むべき課題の骨格を提起しています。ミドル期シングルは、行政サービスの観点から見て、属性的に問題があるとは考えられていない人々でした。

ところが、2020年には東京区

部ミドル期人口の3割近くを占めており、それ以後も上昇が続き、中でも前期ミドル期シングルは、相対的に増加が大きいと見通されています。これらの分析をもとに、ミドル期シングルの政策対象として認識することの必要性や、やがて高齢者施策の対象となる可能性があることを指摘しています。

本書のベースとなった令和元・2年度研究プロジェクト「特別区における小地域人口・世帯分析及び壮年期単身者の現状と課題（基礎調査）」の報告書は、調査研究機構ホームページに掲載しています。

また、当機構機関誌「Kinko」第11号（令和7年3月発行予定）には、宮本先生と大江先生へのインタビュー記事を掲載する予定です。是非ご覧ください。



令和元年度・令和2年度 調査研究報告書  
特別区における  
小地域人口・世帯分析及び  
壮年期単身者の現状と課題

（特別区長会調査研究機構事務局）

# 令和6年度管理職選考種別 I 類合格者の発表 及び択一・短答式問題受験の免除者の通知

令和6年度管理職選考 区別・選考区分別合格者数

(単位：人)

区名	I 類				合計
	事務	技術 I	技術 II	技術 III	
千代田	1	1	2		4
中央	2				2
港	4				4
新宿	5		1		6
文京	5			1	6
台東	2	1		1	4
墨田	5	2	1		8
江東	6		2	1	9
品川	6		1		7
目黒	3				3
大田	5				5
世田谷	6	2	1		9
渋谷	5				5
中野	3	1		1	5
杉並	3	1	1		5
豊島	3				3
北	6		1		7
荒川			1		1
板橋	6	1	3		10
練馬	6				6
足立	8				8
葛飾	5	3			8
江戸川	6	2			8
特人厚	2				2
特競馬	1				1
清掃	1			3	4
計	105	14	14	7	140

管理職選考種別 I 類合格者  
140人が最終合格  
(合格者数)

今年度の管理職選考種別 I 類合格者数は、

特別区人事委員会は、10月25日(金)、令和6年度管理職選考種別 I 類合格者の発表及び択一・短答式問題受験の免除者の通知を行いました。

140人となりました。昨年度と比較し、19人減となりました。

合格率は、27・6%でした。合格率を受験方式別に見ると、全部受験方式は昨年度比1・7ポイント減の23・7%、免除受験方式(※)は同2・8ポイント減の30・9%となりました。また、合格者全体に占める免除受験者の割合は、合格者140人中84人の60・0%で、昨年

度と比較し1・6ポイント減となりましたが、引き続き高水準となっております。

(※) 免除受験方式とは、択一・短答式問題受験の免除資格を得ている者が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式です。

令和6年度管理職選考実施状況

## I 類 (全部及び免除受験方式)

(単位：人、%)

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)			
		6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	
I 類	事務	380	388	△8	191	214	△23	105	127	△22	27.6	32.7	△5.1	
	技術	I	44	51	△7	21	23	△2	14	15	△1	31.8	29.4	2.4
		II	49	46	3	22	17	5	14	11	3	28.6	23.9	4.7
		III	35	46	△11	11	9	2	7	6	1	20.0	13.0	7.0
	小計	128	143	△15	54	49	5	35	32	3	27.3	22.4	4.9	
合計		508	531	△23	245	263	△18	140	159	△19	27.6	29.9	△2.3	

## I 類 (全部受験方式)

(単位：人、%)

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)			
		6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	
I 類 (全部)	事務	188	184	4	77	77	0	49	55	△6	26.1	29.9	△3.8	
	技術	I	20	23	△3	6	5	1	4	3	1	20.0	13.0	7.0
		II	17	18	△1	6	5	1	3	2	1	17.6	11.1	6.5
		III	11	15	△4	1	1	0	0	1	△1	0	6.7	△6.7
	小計	48	56	△8	13	11	2	7	6	1	14.6	10.7	3.9	
合計		236	240	△4	90	88	2	56	61	△5	23.7	25.4	△1.7	

## I 類 (免除受験方式)

(単位：人、%)

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)			
		6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	
I 類 (免除)	事務	192	204	△12	114	137	△23	56	72	△16	29.2	35.3	△6.1	
	技術	I	24	28	△4	15	18	△3	10	12	△2	41.7	42.9	△1.2
		II	32	28	4	16	12	4	11	9	2	34.4	32.1	2.3
		III	24	31	△7	10	8	2	7	5	2	29.2	16.1	13.1
	小計	80	87	△7	41	38	3	28	26	2	35.0	29.9	5.1	
合計		272	291	△19	155	175	△20	84	98	△14	30.9	33.7	△2.8	

択一・短答式問題受験の免除資格取得者

166人が免除資格を取得

〈免除資格の取得者数〉

免除資格とは、択一・短答式問題の成績が上位30%程度の者に、原則翌年度以降の3年間、択一・短答式問題の受験を免除するものです。今年度は、免除対象者(※)630人のうち166人(26・3%)が免除資格を取得しました。

(※)免除対象者とは、全部受験方式で受験し、合格

にいたらなかった者並びに分割受験方式及び前

倒し受験方式で受験した者をいいます。

〈免除資格の取得率〉

受験方式別で見ると、全部受験方式が24・0%、分割受験方式が26・3%、前倒し受験方式が27・6%でした。昨年度から引き続き、前倒し受験方式の免除資格の取得率が最も高いことから、若年層の意欲の高さがうかがえる結果となりました。

免除資格の取得者は、今年度の合格率(全部受験方式23・7%、免除受験方式30・9%)を見ても分かるように、合格への大きな一歩を踏み出したこととなります。

今後も、行政需要の拡大等により、管理職を担う人材の確保が求められることから、特別区人事委員会事務局は、引き続き積極的な受験を呼びかけていきます。

来年度の管理職選考種別I類の受験を希望される方は、明確な目標を持って勉強や日常業務に取り組んでください。

(特別区人事委員会事務局)

令和6年度管理職選考免除者総括表(選考区分別・受験方式別)

(単位:人、%)

	対象者数				免除者数				免除率				
	計 A	受験方式内訳			計 B	受験方式内訳			計 B/A	受験方式内訳			
		全部 A1	分割 A2	前倒し A3		全部 B1	分割 B2	前倒し B3		全部 B1/A1	分割 B2/A2	前倒し B3/A3	
事務	487	136	95	256	123	32	24	67	25.3	23.5	25.3	26.2	
技術	I	63	15	17	31	19	3	6	10	30.2	20.0	35.3	32.3
	II	44	14	9	21	14	4	2	8	31.8	28.6	22.2	38.1
	III	36	10	12	14	10	3	3	4	27.8	30.0	25.0	28.6
	小計	143	39	38	66	43	10	11	22	30.1	25.6	28.9	33.3
合計	630	175	133	322	166	42	35	89	26.3	24.0	26.3	27.6	

注1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数である。

2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験した者

3 分割とは、分割受験方式で受験した者

4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した者

# 令和6年 特別区人事委員会 職員の給与等に関する報告及び勧告 ～月例給・特別給ともに3年連続引上げ～

特別区人事委員会（松原忠義委員長）は、10月9日（水）、各特別区の議会及び区長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。勧告では、職員の月例給及び特別給が民間を下回っていたことによる給料表の引上げ（較差11,029円2.89%）、特別給の年間支給月数の0.2月引上げ（4.65月→4.85月）等について言及しました。

報告及び勧告の概要については、以下のとおりです。

## 令和6年 特別区人事委員会勧告等の概要

### 1 本年の給与改定

月例給	民間従業員	職員	差	特別給	民間支給割合	職員支給月数	差
	393,192円	382,163円	11,029円 (2.89%)		4.87月分	4.65月	0.22月

月例給	特別給
<ul style="list-style-type: none"> <li>初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ（改定額：Ⅰ類 23,800円、Ⅲ類 23,900円）</li> <li>若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額額の引上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の支給月数を0.2月引上げ</li> <li>支給月数の引上げ分については民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分</li> </ul>
扶養手当	今後の給与制度
<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げ（配偶者等：6,000円→廃止、子：9,000円→10,500円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の給与制度のアップデートを踏まえ、特別区の実情、国や他の地方公共団体の状況及び民間給与との均衡を考慮し、見直しに向けて検討が必要</li> </ul>

※本年の勧告に当たっては、一時的、特例的な措置として、行政系人事・給与制度の改正に伴う差額支給者（給料月額が各級の最高号給の金額を超えて差額を支給されている職員）を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出した。

### 2 人事・給与制度に関する意見

(1) 未来を切り拓く人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政は、地域共生社会の実現や災害対策、DXの推進等、複雑・多様化する行政課題の解決のため、未来を切り拓く人材の確保と育成が急務</li> </ul>
(2) 時代に応じた採用制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■将来を見据えた人材確保・育成策の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>有為な人材の確保と職員の成長支援、研修等の環境整備に重点的に取り組むことが必要</li> <li>公務への取組で得られる職員自身の成長実感がやりがいにつながり、組織パフォーマンスの向上に資する</li> </ul> </li> <li>■採用環境を踏まえた採用試験・選考の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>試験内容の変更等、採用試験・選考の見直し・検証を継続して取り組む</li> <li>令和7年には、SPIを活用した新たな試験方法を追加し、Ⅰ類採用試験で実施を予定</li> </ul> </li> <li>■採用PR等の戦略的な展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>有為な人材の確保には、公務の魅力を広く発信することが肝要であり、PR活動をいかに就職・転職活動中の者へ届けるかが重要</li> <li>就職活動前の学生も対象とした職場体験の機会の提供は、公務の魅力への理解を深めることができるため、積極的な取組が求められる</li> <li>内定後から採用までの間、特別区で働く意欲を向上させる取組が重要</li> </ul> </li> <li>■障害者の雇用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者のキャリア形成の支援により障害者雇用の質の向上が求められている</li> </ul> </li> <li>■専門人材の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体DXの推進に向けた課題と必要なスキルを見極め、職員の得意分野を活かした適切な人材管理を行うことが肝要</li> <li>行政需要の高度化やDX推進の必要性の高まりに伴い、特定任期付職員の活用を早急に検討することが必要</li> </ul> </li> </ul>
(3) 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人事評価制度の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職への本人開示制度の整備及び評価者研修の確実な実施が必要</li> <li>職務に求められる能力を可視化し、職員がその達成度を認識することで自身の成長を実感できる環境づくりが必要</li> <li>評価者による定期的な面談と職員の多様な能力を踏まえた指導・助言を行うことが肝要</li> </ul> </li> </ul>

(3) 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の研修やOJTの充実に加え、キャリア形成支援に係る取組やきめ細かい人事上の対応を図るなど、これまでとは異なる視点による人材育成の推進が必要</li> <li>・主任職昇任選考に対する試験制度の工夫や適切な合格者数の管理が重要</li> </ul> </li> <li>■管理職を担う者の人材育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職を担うべき人材を早い段階から育成することが必要</li> <li>・様々なスキルを有する職員をマネジメントする能力を身に付ける研修を行い、管理職を担う人材を積極的に確保していく</li> </ul> </li> <li>■女性活躍の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方が多様化する中で、それぞれの職員に対して適正に評価することにより、適切な人材育成と積極的な登用を図ることが必要</li> <li>・昇任選考受験に対する支援や昇任への不安解消に向けたサポート体制を整備することが重要</li> </ul> </li> <li>■時代に適応した組織マネジメントの確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事施策を戦略的に行うためには、管理職員のマネジメント能力だけに頼らない人材マネジメント体制を構築することが必要</li> <li>・職員の成長を最大限引き出すため、職員の働き方や個人の価値観の多様化等に適応した組織マネジメントを確立することが求められる</li> </ul> </li> <li>■高齢層職員の能力及び経験の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢層職員が早い段階から高齢期の働き方のイメージを持ち、これまで培ってきた知識経験を存分に活かすことができる環境を整えることが必要</li> </ul> </li> </ul>
-----------	--

### 3 勤務環境の整備等に関する意見

(1) 誰もが活躍できる勤務環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様で柔軟な働き方の重要性の見直しや人材確保競争の激化が進み、特別区においても限られた人的資源を最大限活かすことが必要</li> <li>・全ての人が柔軟に働き活躍できる職場環境の整備は、職員がやりがいや意欲を高めキャリア形成や成長実感を得ながら自己実現していくことや、仕事の質と組織全体の効率性・生産性を向上させることにつながる</li> <li>・多様で柔軟な勤務環境の整備には、組織マネジメント及び制度を活用できる職場風土の構築が重要</li> <li>■職員のやりがいや意欲を高める環境づくり (勤務環境の制度・整備等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークは多様な働き方やワーク・ライフ・バランスという観点だけではなく、事業継続や業務効率等の観点からも導入と活用が必要</li> <li>・フレックスタイム制導入の検討が引き続き必要</li> <li>・定年引上げに伴い、高齢層職員の多様な働き方のニーズに応えるため、勤務環境の整備が重要</li> <li>・働き方の選択肢を広げるとともに、職場に適した制度の活用ができる職場風土の構築が必要</li> </ul> </li> <li>(仕事と生活の両立支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性職員の育児休業取得率等が向上しており、各区の取組が進んでいる</li> <li>・性別や職層に関係なく仕事と生活が両立できる勤務環境の整備に向け、男性の育児休業の長期化、代替措置の充実や復帰後支援等の取組を図ることが必要</li> </ul> </li> <li>■魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり (長時間労働の是正) <ul style="list-style-type: none"> <li>・超過勤務に係る要因の整理・分析・検証の結果を踏まえ、DX推進や人員配置等、様々な方策を駆使することが重要</li> <li>・教職員の長時間労働是正に向け、各区教育委員会による実効性の伴う対策が必要</li> </ul> </li> <li>(年次有給休暇の取得促進) <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職の年次有給休暇の取得促進は、休みやすい勤務環境づくりを推進する上でも有効</li> <li>・時間単位休暇を除いた年5日以上の取得ができるように配慮することは、職員の健康を確保する上でも重要</li> </ul> </li> <li>(メンタルヘルス対策の推進) <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス対策においては、管理職の役割が重要であるため、対応力を向上させる研修の定期的・計画的な実施が必要</li> <li>・セルフケアは、メンタルヘルス不調の未然防止に有効であり、これを習得するための研修は重要</li> </ul> </li> <li>(ゼロ・ハラスメント対策) <ul style="list-style-type: none"> <li>・根絶の第一歩は正しい知識と理解にあり、全職員の定期的な研修受講が必要</li> <li>・区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制の拡充が必要</li> <li>・国・東京都等の動向を適時に捉えた、カスタマー・ハラスメント防止に向けた積極的な取組を推進することが必要</li> </ul> </li> </ul>
(2) 区民からの信頼の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス意識の醸成・向上等を目的とする研修を定期的・継続的に実施することが必要</li> <li>・職員からの通報制度の整備への積極的な取組が望まれる</li> </ul>

### 4 特定任期付職員採用制度についての意見の申出

特定任期付職員採用制度を導入する場合において、給料表及び期末手当・勤勉手当等の取扱いについて意見を申し出る。

(特別区人事委員会事務局)

# 特別区職員研修所からのご案内

## 2月の研修メニューを紹介します

## ●ピックアップ研修

## サポート研修「講演会」

## 『逆境こそ味方に！～未来を切り拓く発想法～』

日時：1月30日（木）  
14:30～16:00  
（14:00開場）

対象：特別区に勤務する職員

講師：小島 慶子 氏（エッセイスト・メディアパーソナリティ）

内容：地域に身近な行政を担う職員は複雑多様化する行政課題や情報技術の急速な進展に伴うデジタル化への対応を迫られています。アナウンサーやメディアパーソナリティとしてのご活躍、約10年間の日豪往復生活や海外での生活などの幅広いご経験からピンチをチャンスにする発想法についてお話していただきます。

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット（★）
<b>専門研修</b>		
発達障害支援（演習）③	2/4(火)・2/25(火)	発達障害のある子どもへの支援に携わる職員、子ども家庭福祉行政に携わる職員
戸籍（中級）①②	①2/3(月)～2/7(金) ②2/17(月)～2/19(水)・ 2/27(木)・2/28(金)	同研修（初級）を修了し、戸籍事務を担当する職務経験2年以上の職員
まちづくり（基礎Ⅱ）①②	①②2月中～下旬	まちづくりに関連する事業を担当する職員
食品衛生	2月下旬	食品衛生監視業務に従事する職員
<b>児童相談所関連研修</b>		
調整担当者研修	2/20(木)・2/25(火)	(1) 調整担当者として職務を行う職員で、児童福祉司任用前講習会を修了した者 (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 ※児童相談所設置区以外の職員も受講可能だが、法律で義務付けられた研修を受講したことを証明する修了証は交付されない。
児童虐待への対応②	2月中旬	(1) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 (2) その他特に希望する職員
児童福祉司（応用）Ⅱ	2月下旬	子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 虐待対応の実務経験があり基本的な用語、法制度等をおおむね理解できている職員
児童心理司（応用）Ⅱ	2/21(金)・3/5(水)	子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 虐待対応の実務経験があり基本的な用語、法制度等をおおむね理解できている職員
<b>サポート研修</b>		
地方公務員法⑤	2/4(火)	1 級 職 の 職 員 ★地方公務員法の基本理念や仕事の法的根拠を意識して職務を行いたい1級職の職員
地方自治法⑥	2/3(月)	1 級 職 の 職 員 ★法令・根拠にあたる仕事の進め方を身につけたい、これから地方自治法を意識して実務を行っていききたい1級職の職員
特別区制度②	2/5(水)	全 職 員 ★都区間での事務配分や税財政制度等、特別区制度の特徴について、地方自治法等を読み解きながら学びたい職員
<b>試行研修</b>		
児童相談所関連トピックス⑤	1月下旬～2月中旬	児童相談所職員、その他子ども家庭福祉行政に携わる職員

※紙面の都合上、2月に実施する研修の一部を紹介しています。（一部1月に実施する研修を含む。）

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限（研修実施日より一ヶ月程度前）については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ（<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/kenshu/kenshujotop/index.html>）もご覧ください。

（特別区職員研修所）



TOKYO  
METROPOLITAN  
UNIVERSITY

# 東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 1月開講講座のご案内です！！

## ●サービス・マーケティング2 顧客満足のためのサービスシステム

【講座コード：2441E002】

「サービス・マーケティング入門」では、サービス商品とはいったい何なのかという基本的なことを学びました。この「サービス・マーケティング2」では、「サービスをシステムとして組織的に経営し、顧客を満足させ、利益を上げるためにはどうしたらよいのか」について最新のマーケティングの理論をやさしく解説していきます。

- 第1回 サービスの品質と顧客価値の実現
- 第2回 サービス・マーケティング・ミックス①
- 第3回 サービス・マーケティング・ミックス②
- 第4回 顧客満足と従業員満足

講師：小泉 徹  
東京都立大学名誉教授  
日時：1月20日、27日、2月3日、10日（月）  
19：00～20：30（全4回）  
受講料：10,100円  
場所：飯田橋キャンパス（対面）

## ●「コンプライアンス」と「知的財産」 ～「知らなかった」では済まされない？～

【講座コード：2441E003】

「コンプライアンス」という言葉は、企業経営などの実務においては、しばしば「法令遵守」と翻訳されます。

「自分は普段から法律をちゃんと守ってるよ」と思う人が大半かと思いますが、それでもなお、「コンプライアンス」の問題が日々のニュースで報じられることも多くあります。今回は、そうした「コンプライアンス」と「知的財産」がどのように関連するのかについて学ぶキッカケになればと思います。

- 第1回 「コンプライアンス」について
- 第2回 「コンプライアンス」と主な知的財産権について
- 第3回 「コンプライアンス」と著作権について

第4回 「コンプライアンス」に関する補足事項と全体のまとめ

講師：松本 公一  
あいわ弁理士法人 弁理士  
日時：1月21日、28日、2月4日、18日（火）  
18：30～20：00（全4回）  
受講料：10,100円  
場所：オンライン  
※パソコンやタブレット、スマートフォンを通じての  
《オンライン形式》講座となります。

\* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。（特別区協議会事業部）

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。  
<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp/web/>  
Tel.03-3288-1050（平日 9：00～17：30）

●パンフレットを無料送付いたします。

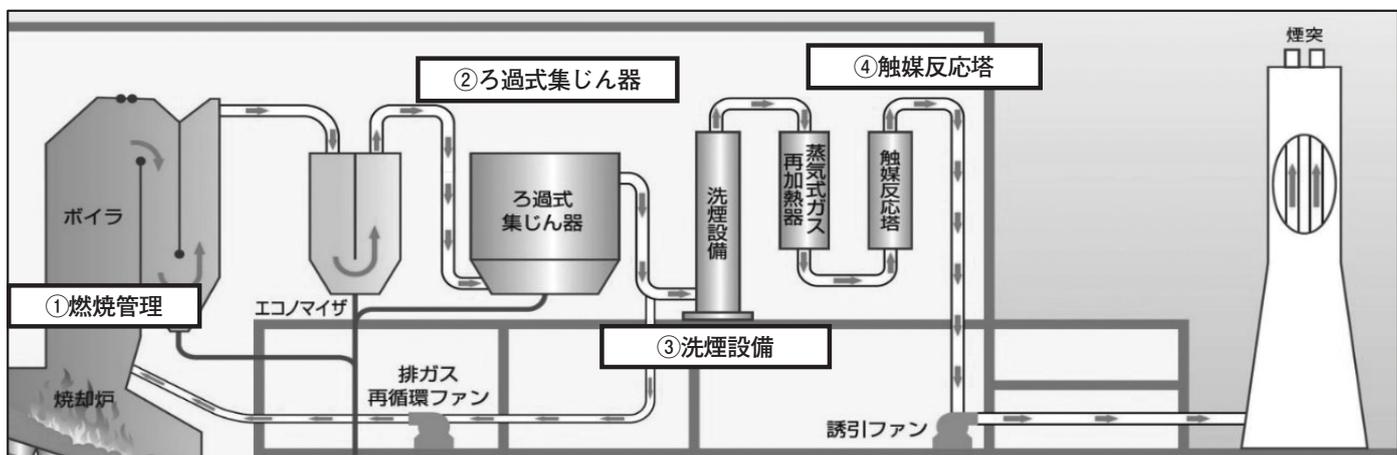
# 清掃一組の大気汚染防止に向けた取組

例年、12月は自動車交通量や暖房の使用の増加、気象条件の影響等により、大気汚染物質濃度が高くなる傾向があります。環境省では、毎年12月を大気汚染防止推進月間として、きれいな空を守るための大切さを呼びかけています。

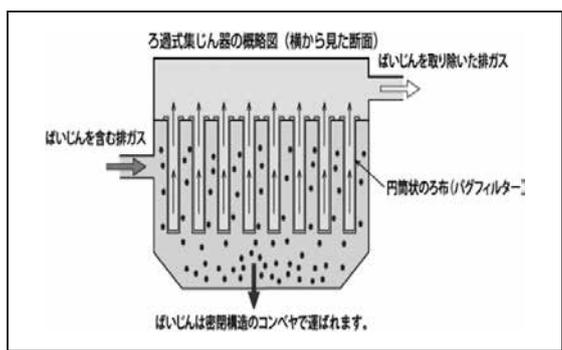
今回は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の清掃工場における大気汚染防止対策を紹介します。

## 清掃工場の大気汚染防止対策

焼却は、ばい菌や害虫、ごみ処理の手段として、衛生的な環境の確保に貢献しています。また、ごみの容積も減るので最終処分場を長く使うためにも効果的です。一方で、ごみを焼却する過程では、ばいじんや酸性ガス、ダイオキシン類など大気汚染の原因となる物質が生成されます。清掃一組では万全の環境対策を施したうえで、清掃工場を管理・運営しています。清掃工場では、大気汚染防止のため、①燃焼管



大気汚染防止対策の概略図



ろ過式集じん器の概略図

理を行うほか、②ろ過式集じん器、③洗煙設備、④触媒反応塔を備えています。これらの排ガス処理設備を通すことで、汚染物質を取り除いています（上段図参照）。大気汚染防止法等の法基準値を遵守することに加えて、さらに厳しい自己規制値を設けて、大気汚染対策を徹底しています。

### ① 燃焼管理

燃焼管理は焼却炉内において、ごみの燃焼状態を制御することです。ダイオキシン類の発生を抑制するため、高い燃焼温度と十分な空気でごみを完全燃焼させています。清掃工場では、燃焼温度を800度以上、完全燃焼の指標となる一酸化炭素濃度を100ppm以下に管理し、ダイオキシン類の発生を抑制しています。（一部の工場では数値が異なります。）

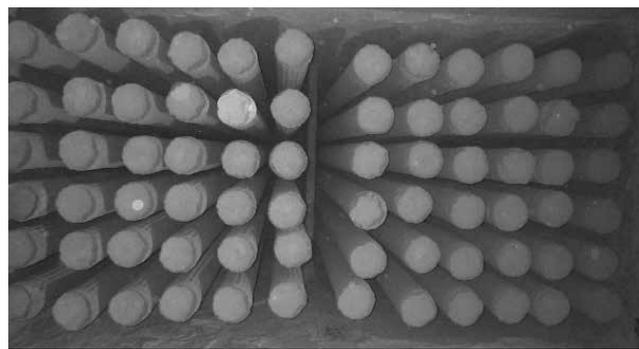
### ② ろ過式集じん器

ろ過式集じん器では、ばいじん（すすや燃えかす）をフィルターで捕集します。また、フィルターの前段で消石灰や活性炭等を吹き込むことにより、塩化水素・硫酸化合物・水銀・ダイオキシン類を排ガスから除去しています。

### ③ 洗煙設備

洗煙設備では、排ガスを水と薬剤で洗います。苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）と液体キレート（混ぜた水のシャワーを排ガスに浴びせることで、水銀・塩化水素・硫酸化合物を除去します）。

液体キレートは、重金属類を捕捉する薬剤です。「キレート」とはギリシャ語で「カニのはさみ」です。薬剤が金属イオンと結合す

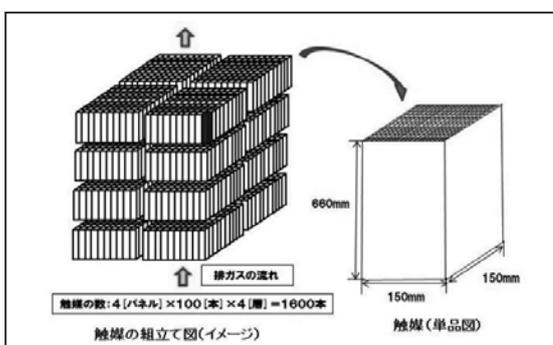


ろ過式集じん器内部（下から見た写真）

の様子ですが、カニが物をつかむのに似ていることから、その名称が付けられました。

#### ④触媒反応塔

触媒反応塔では、アンモニアを吹き込み、触媒の機能により窒素



触媒反応塔の概略図



触媒のパネル

酸化物とダイオキシン類を分解しています。

#### 排ガス濃度監視

清掃工場では、燃焼状態が正常であること、排ガス処理設備が正



排ガス分析計



第三者機関による排ガス測定状況

常に稼働していることを確認するため、排ガス中の成分を連続測定する排ガス分析計で常時監視しています。

また、第三者機関による排ガス測定も、定期的に実施しています。第三者機関とは、計量法に基づき、調査・分析を行う計量証明事業者のことです。

#### 臭気対策

清掃工場に搬入されたごみは、ごみバンカに貯留され、臭気が発生します。ごみバンカ内の臭気を帯びた空気は焼却炉に送られ、800度以上の高温の焼却炉内で熱分解されます。

また、清掃車両がごみバンカにごみを投入するプラットホームの出入口にはエアカーテンを設置して、臭気が建物の外に出ないようにしています。

なお、定期点検補修等で焼却炉が停止している期間は、脱臭装置を稼働させています。

#### 周辺大気環境調査

各清掃工場とその周辺地域で、大気汚染物質とダイオキシン類を調査しています。この調査では、工場と工場周辺の公共施設などに大気測定用の機器を置き、清掃工場の煙突から出る排ガスが周辺の大気環境に影響を与えていないことを確認しています。

#### 測定結果の公表

清掃一組では、清掃工場の安全かつ安定的な操業への理解を深めていただけるよう、積極的な情報提供に努めています。

環境関連の測定結果は、地域住民の代表や工場所在区などで構成される清掃工場の運営協議会などで報告しています。

また、各工場等が発行する「工場だより」や「環境報告書」、清掃一組が運営しているホームページ等に掲載しています。

清掃一組では、これからも皆さんのご理解とご協力の下、ごみの中間処理を通して23区の環境保全と公衆衛生の向上の取組を進めていきます。



目黒清掃工場

(東京二十三区清掃一部事務組合  
施設管理部技術課)



## 白熱のレースをフジテレビ系列で生中継 12月29日（日）は東京大賞典（GI）！

今年のダートNo.1を決めるグランプリレース「東京大賞典（GI）」が12月29日（日）に開催されます。「東京大賞典（GI）」は地方競馬で唯一、国際GIに格付けされている国際競走で、そのレベルの高さは芝のレースも含めた世界のGIレーストップ100にランクインするほど。今年も有力馬が多く参戦し、熱い戦いが期待されます。

その模様を、フジテレビ系列（フジテレビ・関西テレビ・東海テレビ・北海道文化放送）で生中継！一年を締めくくるビッグレースにどうぞご注目ください。



第69回東京大賞典優勝馬 ウシュバテソーロ号

レース名：第70回東京大賞典（GI）

実施日時：2024年12月29日（日） 第9競走（15時40分発走予定）

放送時間：フジテレビ、関西テレビ、東海テレビ、

北海道文化放送 14：45～16：00

その他の中継情報はこちら▶▶▶



東京大賞典特設サイトでは、  
直前情報やイベント情報などを  
順次更新予定！▼▼



## ここだけのオリジナルグッズも！ グッズショップChampions TCK

大井競馬場L-WING1階にある公式グッズショップ「Champions TCK」では、ジョッキーや競走馬、TCKのPRキャラクターであるうまたせ！&ウマタセヌの様々なグッズを販売しています。お菓子や小物、ステーションナリー、Tシャツなど幅広い品ぞろえで、きっとお気に入りの一品が見つかるはず。オンラインショップもあるので、なかなか競馬場まで足を運ぶ機会がないという方もご自宅からご購入いただけます。ぜひ一度ご覧ください。



▲「お座りうまたせ！」  
手乗りサイズのかわいいうまた  
せ！ぬいぐるみ。



▲「マルチケース」  
水彩画のようなデザインがお洒  
落な、カラビナ付きハード携帯  
ケース。



▲「オリジナルステッカー」  
競馬ならではのデザインも。  
色々な場所に貼って楽しめる  
ステッカー。

Champions TCK  
オンラインショップは  
こちら▼



（競馬事務局 広報課）

## 開催成績

（各回対比）

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比（1日平均）		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
12	11/4～11/8	8,914,494,030円	1,321,970人	1,782,898,810円	264,394人	6,740円	69.0%	92.0%	74.9%

～フィナーレへ、駆け上がれ。～  
**東京大賞典特設サイトオープン**

12月29日(日)東京大賞典(GI)に合わせ、今年も特設サイトがオープンしました。カギとなる前哨戦の成績や直前情報、各種イベント情報などを順次、更新予定！情報盛りだくさんでお届けします。ぜひご覧ください。



東京大賞典  
 特設サイトはこちら▶▶



**12月の開催予定**

競馬開催日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
大井			大井競馬開催								
浦和			浦和競馬開催								
船橋											
川崎											

**1月の開催予定**

競馬開催日	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
大井						大井競馬開催													
浦和																			
船橋										船橋競馬開催									
川崎																	金盃		

**東京大賞典 (GI)**  
 ●12月29日(日)  
 ●2,000m

毎年12月29日に行われるダート競馬の総決算レースで、地方競馬で唯一となる国際GIIに格付けされている国際競走です。芝のレースも含めた世界のトップ100GIレースにランクインするほどレベルが高いレースで、日本全国から集結したダートグレード戦線の実績馬や海外で活躍する実力馬が参戦し、その年のダートNo.1を決めるグランプリレースとして高い注目が集まります。

**東京シンデレラマイル (SIII)**  
 ●12月30日(月)  
 ●1,600m

年末に3日連続で行われる重賞の第2弾は、年の瀬のダートを彩るレディたちが競演するマイル(1,600m)戦の牝馬限定の重賞です。年明けのダートグレード戦線に向けて、南関東所属馬の勢力図を確認する意味でも見逃せない一戦です。  
 (1着馬・2着馬にクイーン賞の優先出走権を付与)

**東京2歳優駿牝馬 (SI)**  
 ●12月31日(火)  
 ●1,600m

2024年のラストを飾る重賞は、デビュー間もない2歳馬の女王決定戦。ゴール前写真判定装置やスターティングゲートの採用、ナイター競馬「トゥインクルレース」の実施などTCKには日本初の試みが数多く存在しますが、2歳牝馬限定の重賞創設もJRAに先んじた画期的な試みでした。翌年春のクラシックロードに向けて、若き乙女たちが精一杯の走りを繰り広げます。

**金盃 (SII)**  
 ●1月29日(水)  
 ●2,600m

TCKで行われる年明け最初の重賞で、国内で最も長い距離(2,600m)で争われるダート重賞です。コースを約1周半駆け抜けるため、長距離ならではのペース配分や位置取りが勝敗を分けるケースも多く、ジョッキーたちの腕比べも見逃せないポイントです。  
 (1着馬・2着馬にダイオライト記念の優先出走権を付与)

☑パソコンからでも、☑スマホからでも投票できる！

**ネットで地方競馬を楽しむなら！**

**SPAT4**

- 全国の地方競馬全レースが買える！ライブが見られる！
- 50円から買える！「トリプル馬単」も発売！
- 馬券購入でポイントが貯まる！
- 最短15分でスパットと入会！

お問い合わせは **0120-006-309**  
南関東競馬開催日の昼間限定10～17時 / ナイター限定12～21時  
 ※20歳未満の方はご利用いただけません。またご利用いただけるのは日本国内在住の個人のみです。法人での申し込みはできません。

<https://spat4special.jp>  
 SPAT4

編集

- 特別区長会事務局調査第1課 TEL (5210) 9738 ホームページ<https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/>
- 特別区議会議長会事務局 TEL (5210) 9731 ホームページ<http://www.tokyo23city-gichokai.jp/>
- 特別区人事・厚生事務組合総務部情報政策推進課 TEL (5210) 9917 ホームページ<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/>
- 公益財団法人特別区協議会総務部情報政策推進課 TEL (5210) 9917 ホームページ<https://www.tokyo-23city.or.jp/>
- 東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課 TEL (6238) 0613 ホームページ<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>
- 特別区競馬組合競馬事務局広報課 TEL (3763) 2170 ホームページ<https://www.tokyocitykeiba.com/>